

令和4年度ケアラー居場所づくり支援事業にかかる補助金

募 集 要 項

ケアラー・ヤングケアラーにとって、家庭、学校や仕事以外の「三つ目の居場所」としての役割を担う場所の設置を促進するため、県内における「①ケアラースカフェ」「②学習支援の場」の新たな設置等にかかる経費を補助します。

【申請期間（先着順）】

令和5年1月9日(月)～2月17日(金)

令和5年1月

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課

<問合せ先>

住 所 〒231-8588 横浜市中区日本大通1

神奈川県福祉子どもみらい局高齢福祉課 企画グループ

担 当 沖山

電 話 045-210-1111 内線4836

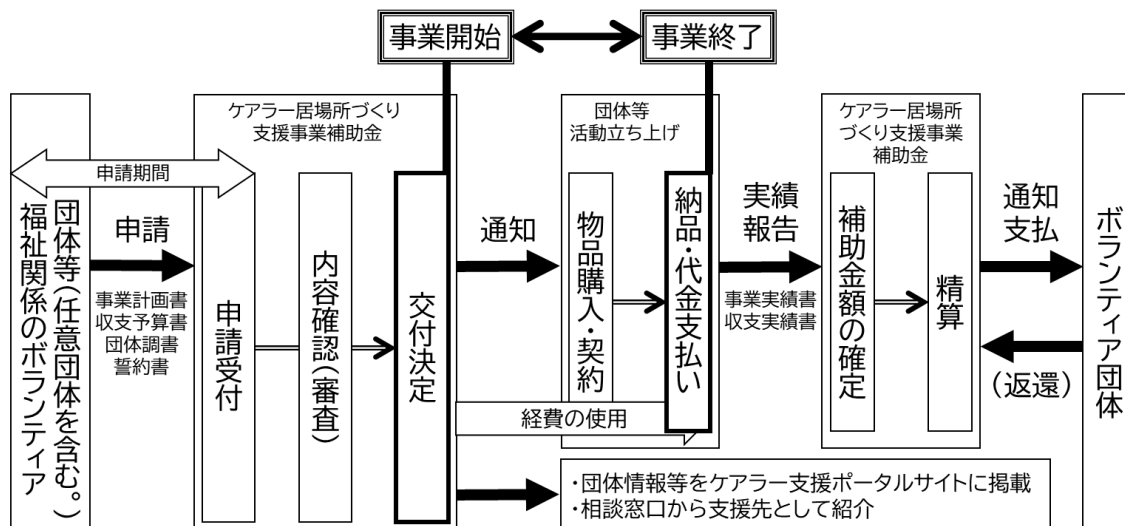
電子メール fkeikaku.45@pref.kanagawa.lg.jp

1 事業の概要

(1) 事業の目的

県内に新たにケアラズカフェ又は学習支援の場を設置、運営することにより、ケアラーにとって家庭、学校や仕事以外の「三つ目の居場所」としての役割を担う拠点の設置を促進することを目的とします。

(2) 申請から補助金支給までの流れ



ア 申請（申請者）

申請期間は、令和5年1月9日(月)から2月17日(金)まで、先着順で受け付けします。なお、予算の上限を迎えた場合は、期間の満了前でも受け付けを終了します。神奈川県高齢者等在宅福祉事業費補助金交付要綱、ケアラー居場所づくり支援事業実施要領及びQ & Aをご覧ください、了解いただいた上で申請してください。

イ 交付決定（県）

申請締切りから概ね2週間～1ヶ月程度で交付決定します。なお、補助金の支払いは、実績報告完了後の精算払いになります。

ウ 事業実施（申請者）

立ち上げに係る経費が支出できる期間は、交付決定日から令和5年3月31日(金)までです。納品や改修もこの期間内で完了する必要があります。また、収支予算書の経費配分を変更する場合及び事業を中止する場合は、変更申請が必要になりますので、早めにご相談ください。

エ 実績報告（申請者）

補助対象経費の支出が完了した日から30日を経過した日又は令和5年4月20日(木)のいずれか早い方の日までに実績報告書を提出してください。

オ 額の確定（県）

実績報告に基づき支払金額を確定した上で、補助金を支払います。
交付申請時の内容と著しく異なる場合、交付決定自体を取り消す場合がありますので、早めにご相談ください。

(3) 事業内容

ア 補助対象事業

(ア) ケアラーズカフェ

ケアラー同士のピアサポート・交流・息抜き・情報収集等のための居場所・たまり場運営の活動を県内で新たに始める際の経費を支援

(イ) 学習支援の場

自分の時間が取れず学業に不安を抱えるヤングケアラー等の居場所となる学習支援の活動を県内で新たに始める際の経費を支援

イ 補助対象者

福祉関係のボランティア団体等（任意団体を含む。）

ウ 補助対象経費

対象経費	対象経費の細目	
趣旨 ケアラー居場所づくり支援事業の立ち上げに必要な初期費用	次に示す内容を行うために必要な初期費用 1 新たに活動拠点を設置するもの。 2 居場所づくり活動とは別の活動を行っていた拠点において、新たに居場所づくり活動を開始するもの。 3 すでに居場所づくり活動のうちいずれか1つの事業を行っている拠点において、もう1つの事業の運営を開始するもの。 4 すでに居場所づくり活動を行っている拠点において、新たに活動規模等を拡充するもの。	
区分	需用費	複写代、印刷製本費、消耗品代、改修費
	役務費	清掃料、運搬料
	備品購入費	物品購入代（導入・設置に係る費用を含む。）
	委託料	委託料
	手数料	礼金、その他手数料
共通事項	継続的に発生する費用は除きます。 ケアラーズカフェ及び学習支援の場の活動趣旨に沿ったものに限ります。	

【参考】補助対象とならない経費

- ① 対象経費に記載のない経費や継続的に発生する経費
例) 人件費、光熱水費、保険料、広告料、通信料、会場使用料、家賃、敷金、賃借料等
- ② ケアラーズカフェ及び学習支援の場の活動趣旨に沿っていない経費
- ③ 支払の確認ができない（領収書のない）経費
- ④ 交付決定日前又は事業実施期間終了後に支払われた経費
- ⑤ 補助金の申請・実績報告等の書類作成、送付、手続に係る経費
- ⑥ 市場価格と比較して明らかに高額である経費
- ⑦ その他知事が適当でないと認めた経費

エ 補助基準額

- (ア) ケアラーズカフェ 1ヶ所当たり【上限額】50万円
(イ) 学習支援の場 1ヶ所当たり【上限額】20万円

オ 補助の要件

- ① 令和4年度中に、神奈川県内のケアラーが参加することを主な目的とした居場所を神奈川県内に設置、運営開始できること。
- ② ケアラー・ヤングケアラーの支援に取り組む団体で、事業計画書等を提出でき、安定して居場所づくり活動を継続できること。
- ③ ケアラーの支援先として、県が団体情報をホームページ等で公表することを了承するとともに、必要に応じて活動実績等の情報提供に協力すること。
- ④ 営利法人でなく、営利を目的とした事業計画でないこと。
- ⑤ 過去2年以内に違法な活動歴がないこと。
- ⑥ 団体が政治活動又は宗教活動を行うことを目的としていないこと。
- ⑦ 活動内容が公の秩序又は善良な風俗に反するものではないこと。
- ⑧ 暴力団又は暴力団と密接な関係のある団体でないこと。

2 申請方法

- (1) 提出書類 ※ 様式は、県のホームページからダウンロードできます。

- ア 交付申請書（要綱様式1）
イ 所要額調書（要綱様式1-1）
ウ 事業計画書（要領第1号様式）
エ 収支予算書（要領第2号様式）
オ 団体調書（要領第3号様式）
カ 誓約書及び役員等氏名一覧表（要領第4号様式）

- (2) 県への提出方法

ア 電子メールの場合

ア～カの提出書類データを添付し、次の提出先までお送りください。
<提出先メールアドレス>fkeikaku.45@pref.kanagawa.lg.jp

【送信方法】

- ① 電子メールのタイトル（件名）は、「ケアラー居場所づくり支援補助金申請書（応募団体名）」としてください。
- ② 参考資料がある場合は、電子データにして、交付申請書と併せて送信してください。
- ③ 容量が5メガバイトを超える場合は、お手数ですが複数の電子メールに分割して送信してください。

イ 郵送の場合

ア～カの提出書類データを次の宛先までお送りください。
<宛先>〒231-8588 横浜市中区日本大通1

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課 企画グループ

※ 令和5年2月17日(金)消印有効

記載例

第1号様式

ケアラー居場所づくり支援事業 事業計画書

団体名

(団体名を記入)

1 活動拠点 名称等 (ケアラーズカフェ・学習支援の場の名称等を記入)

所在地 (ケアラーズカフェ・学習支援の場の所在地を記入)

2 補助事業名 ケアラーズカフェ事業 ・ 学習支援の場事業
(どちらかを選択して□囲み)

3 事業計画

事業の目的	(ケアラーズカフェ・学習支援の場の事業目的を記入)
具体的な事業内容	(ケアラーズカフェ・学習支援の場の事業内容を記入) ※ 記載内容は任意ですが、次の内容は盛り込んでください。 ・ どういったケアラーを対象とするか(例:全年齢、ヤングケアラーなど)。 ・ どのくらいの頻度でケアラーズカフェ・学習支援の場を開催する予定か(例:毎週〇曜日など)。 ・ ケアラーズカフェ・学習支援の場の開催予定時期(例:令和5年3月中旬など令和4年度内)
事業の着手日(予定)	(経費の支出を開始する予定日を記入)
事業の完了日(予定)	(経費の支出が全て完了する予定日(あるいはケアラーズカフェ・学習支援の場の開設予定日)を記入)